

□ 電車の見える公園の拡張に関する意見交換会を実施しました!!

電車の見える公園は、平成17年に立ち上げた「美英ちびっ子広場の公園づくりの会」により公園づくりの検討が進められ、平成20年に開園しました。このたび、区は隣接する用地を公園拡張地として取得し、拡張部分の整備についてのご意見を伺うため、平成26年8月2日に、「美英ちびっ子広場の公園づくりの会」のメンバーと近隣住民の方を対象にした「電車の見える公園の意見交換会」を開催しました。

今後は、いただいたご意見を参考に、下記のスケジュールで検討を続けていきます。

主なご意見

◇園路や入口部分について◇

- ・人が歩くところは、植栽が傷むことが考えられるので、歩道状に整備してほしい。
- ・入口部分は、緊急車両が入れるスペースを確保してほしい。

◇施設について◇

- ・子どもたちの遊具も良いが、お年寄りにも優しい健康器具などを置いてほしい。遠くに行かなくても簡単に運動ができるとよい。
- ・現在、児童遊園の部分にあるブランコの評判が、小さい子どもに人気なので、もう一台増やしてほしい。
- ・ゲートボール場がなくなると、年寄りが仲間と健康のためにやっている趣味の場所がなくなるので困ります。
- ・北町地区の歴史的景観にも配慮してほしい。



今後の予定

平成27年1~3月
実施設計

平成27年度
整備工事

平成28年4月
開園

今年も地区祭「まちづくりコーナー」出展します!

平成26年10月26日(日)

今年も地区祭が、北町小学校で開催されます。

区でも、毎年まちづくりに関連する内容のブースを出しており、今年は、北町のまちづくりに関するクイズ『北町マイスター』を行う予定です。



昨年は理想の公園の絵を描いてもらいました!

問合せ先



練馬区 環境まちづくり事業本部 都市整備部 東部地域まちづくり課
TEL: 03-5984-4749 (ダイヤルイン)
Fax: 03-5984-1226
e-mail: TOUBU@city.nerima.tokyo.jp 担当: 根木・北條

北町地区まちづくりニュース

発行: 練馬区環境まちづくり事業本部
都市整備部東部地域まちづくり課
編集協力: (株)首都圏総合計画研究所
(まちづくりコンサルタント)

平成26年10月 第47号

北町地区では、災害に強く安全で住みよいまちをめざして、密集住宅市街地整備促進事業を進めております。この事業では、災害に強い住宅への建替えの促進、道路・公園などの基盤整備に取り組んでいます。また、新たなまちづくりのルール策定に向け、平成24年度から「北町二丁目西部地区」で検討を進めてきましたが、「北町一丁目地区」でもルールの検討をするため、地区内でアンケートを実施しました。

今回のニュースでは、住まいの相談会開催のお知らせ、北町二丁目西部地区地区計画、電車の見える公園拡張に関する意見交換会についてお知らせします。



住まいの相談会を開催します

住まいの相談会では、建替え・改修などの際に受けられる支援制度（戸建て住宅の耐震改修工事への助成、共同建替えなど）のご相談を受け付けます。また、住まいに関することであれば、どのような相談でも受付けますのでお気軽にご来場ください。なお、事前の予約は不要です。

●案内図

日時 平成26年11月5日(水)
13:30～16:00

場所 北町地区区民館 会議室
(北町2丁目26番1号)

※詳しくは、折込チラシをご覧ください。



※当日は直接会場へお越しください。なお、駐車場がありませんので、車での来場はご遠慮ください。

北町二丁目西部地区 地区計画について

北町地区では、住みよい環境や商店街の環境をつくるために、密集事業と合わせて「地区計画」を定め、まちづくりの取り組みを行っています。北町二丁目西部地区のまちづくりについては、平成24年度から地区計画検討会を立ち上げ、災害に強く安全で快適なまちづくりに向けて、協議・アンケートを実施し、検討を進めてきました。このたび、「北町二丁目西部地区地区計画(原案)」が作成され、来月より都市計画決定の手続きに入っていきますので、改めてその概要をご報告いたします。

まちづくりの方向性

1. 地区計画の目標

● 災害に強いまちをつくる

生活幹線道路や公園の整備等により防災性の向上を目指します。

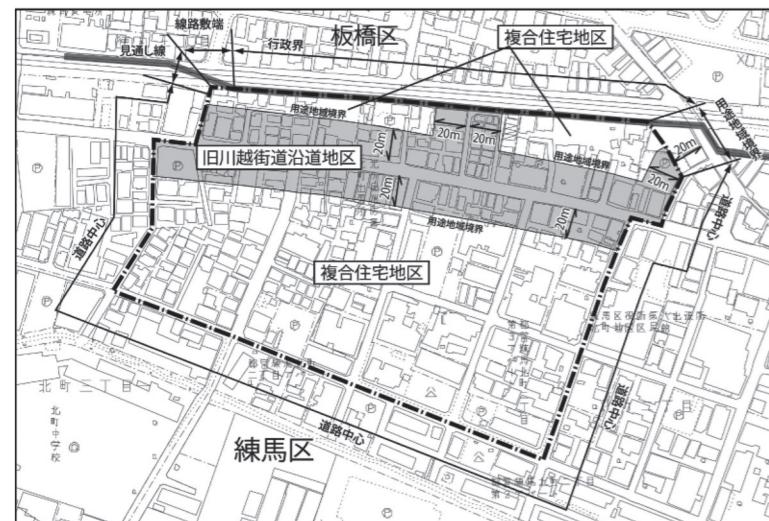
● 魅力ある、安全で快適なまちをつくる

旧川越街道など生活幹線道路の沿道では、歩行者空間を確保し、防災性の向上や、買い物、通勤・通学などの交通の安全性・快適性の高い魅力あるまちを目指します。

● 住環境の保全と調和のとれたまちをつくる

住商工用途の調和に配慮しつつ、ゆとりある良好な住環境の保全を目指します。

2. 土地利用の方針



① 旧川越街道沿道地区

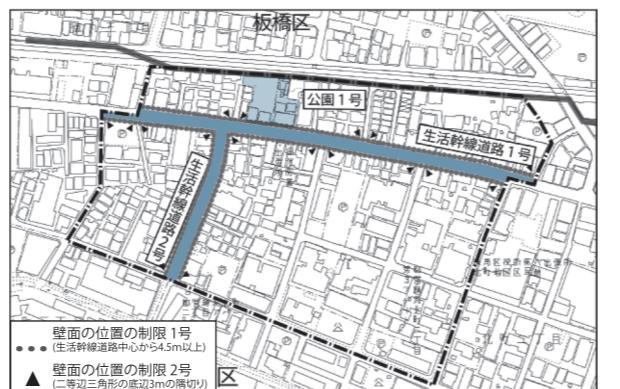
日常生活を支える身近な店舗を中心とする賑わいある近隣向けの商業地の形成を図り、店舗と低中層の住宅の調和した街並みを誘導します。また、買物や通勤・通学の利便性を向上させ、安心して通行できるように、歩行者空間の確保を図ります。

② 複合住宅地区

住商工用途の調和に配慮しながら、防災性の向上と良好な住環境の保全を図ります。

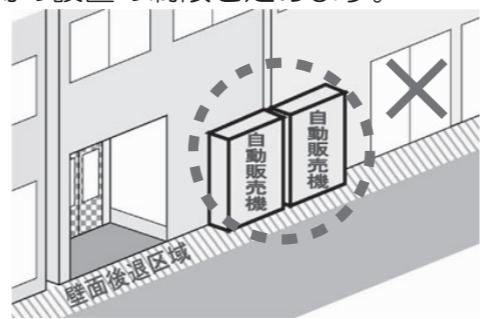
1. 地区施設の配置

生活幹線道路や北町上宿公園、生活幹線道路と合わせて整備する隅切りを地区施設として定めます。



4. 壁面後退による工作物の設置制限

生活幹線道路に面する建築物で、壁面の位置の制限で定める区域については、地区施設としての位置づけと整合を図るために、工作物の設置の制限を定めます。



□ 原案説明会を行いました



平成26年10月19日（金）の夜と20日（土）の午前に、区域内の地権者を対象とした「北町二丁目西部地区 地区計画原案説明会」を開催し、計6名の方が出席されました。

具体的なまちづくりのルール

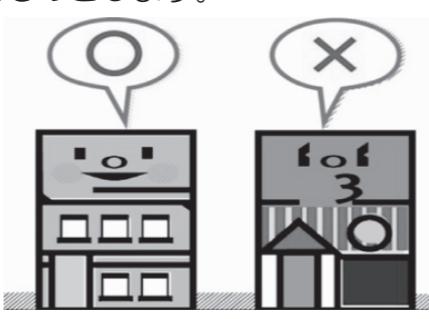
2. 建築物の用途の制限

住宅地に隣接する複合住宅地として良好な住環境を保全するために、風俗関係の建築物等の用途の制限を定めます。



5. 建築物等の形態または色彩その他の意匠の制限

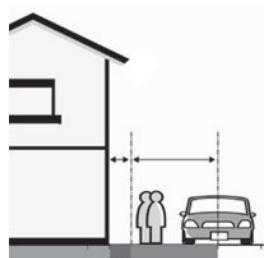
全域において、建築物の屋根および外壁の色彩は、周辺環境と調和した色彩になるとともに、形態、意匠は周辺の街並みと調和したものとします。



3. 壁面の位置の制限

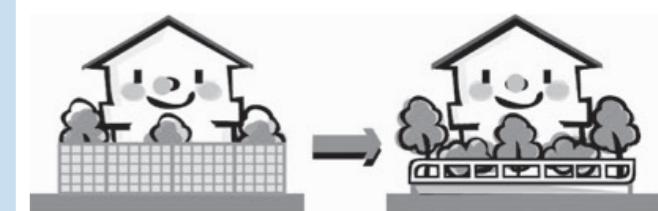
● 複合住宅地区

生活幹線道路の地区施設としての位置づけと整合を図るために、計画線まで後退して建築することを壁面の位置の制限として定めます。



6. 垣またはさくの構造の制限

全域において、道路に面して設ける垣またはさくの構造は、フェンスまたは生け垣等とします。



※構造上安全でかつ歴史的景観形成に配慮した意匠のもの、または高さ80cmまでの部分についてはこの限りではありません。

北町一丁目地区でも 地区計画の検討が始まります!!

北町一丁目地区でもより良いまちづくりを目指し、同様に地区計画の検討を始めることになりました。

現在、地区でのルールづくりの検討するメンバーを募集しており、今年度より「北町1丁目地区地区計画検討会」を立ち上げ検討を進めていく予定です。よろしくお願いいたします。